

公益財団法人丹後中央病院 薬剤師奨学育英資金貸与規程

第1条（趣旨）

本規程は、公益財団法人丹後中央病院（以下、「当院」という。）定款第4条に基づき、薬剤師の資格を取得するために進学する学生への奨学を目的とした、育英資金貸与制度を定めたものである。

第2条（貸与方法）

本規程は、薬剤師の免許取得と当院での勤務を希望する者に対して、当院の予算範囲内において無利息で貸与を行うものとし、公募による選考とする。

第3条（貸与対象者）

貸与対象者は次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 薬学を履修する学校（大学）に通学中、または入学見込みの者
- (2) 成績が優れ、かつ心身が健康である者
- (3) 資格取得後、薬剤師として当院に勤務する意思を有する者
- (4) 他病院の奨学金を受けていない者

第4条（奨学金の内容）

本制度により貸与する奨学金の内容は次の通りである。

年額 120 万円・・・4 月、9 月（年 2 回）に貸与する。

※初年度については、希望があれば入学金として上限 100 万円以内を追加貸与する。

第5条（貸与の申請）

奨学金の貸与を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、連帯保証人 2 名を立て、第 6 条に掲げる書類を添えて病院長に提出する。

2. 前項の連帯保証人は、それぞれ独立した生計を営み、奨学金の返還及び遅延利息の支払い等に責任を負うことができる資力を有するものとする。

第6条（申請手続）

奨学金の貸与を希望する者（以下、「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与申請書兼誓約書（様式第 1 号）
- (2) 履歴書（写真貼付）
- (3) 成績証明書（最新のもの）
- (4) 学校の合格通知書および納付すべき金額が記載された資料
- (5) 健康診断書

※病院等で受診したものを提出すること。

※申請日以前2ヶ月以内に受診したもの。

※学校等の健康診断や、保健所等で受診したものは不可。

検査項目は、身長、体重、心電図、視力、聴力、胸部レントゲン、血圧、尿検査、
医師の所見（循環器・消化器・神経系・精神機能・言語・総合所見等）

※医療機関の所定の様式の検査項目は可。

(6) 申請者の住民票記載事項証明書(3ヶ月以内のもの)

(7) 連帯保証人2名の印鑑証明書 ※上記(1)に押印された印鑑の印鑑証明とする。

(8) 連帯保証人2名の所得を証する書類

第7条（貸与の決定）

前条の申請書の提出を受けた時は、当院は本委員会（奨学金選考検討委員会）にて協議を行い、本人及び連帯保証人と面談の上で、貸与の可否を決定する。

※決定通知（正式決定）は、在学を確認してから実施するものとする。

2. 前項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、その旨を奨学金貸与決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

第8条（貸与の方法）

病院長は、4月、9月（年2回）において、それぞれ当該月分までの奨学金等を申請者が指定する金融機関口座に振込し貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りではない。

第9条（貸与の決定取消及び貸与の中止）

病院長は、奨学金の貸与決定の通知を受けた者（以下、「奨学生」という。）が次のいずれかに該当するに至ったときは、第7条の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったとき。

(3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) 奨学金の貸与を辞退したとき。

(5) 死亡、心身の故障で薬剤師の業務に従事出来ないとき。

(6) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度末までに薬剤師の免許を取得できなかったとき。

(7) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正な手段により奨学生となったと認められるとき。

(8) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2. 病院長は、奨学生が休学したときは、復学までの奨学金の貸与を停止するものとする。

3. 病院長は、奨学金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、その旨を文書により当該奨学生（奨学生死亡の場合にあたっては連帯保証人）に通知する。

4. 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届（様式第 3 号）を病院長に提出するものとする。

第 10 条（借用証書の提出）

奨学生は、学校を卒業したとき、奨学金の貸与の決定を取り消されたとき、又は奨学金の貸与を辞退したときは、直ちに奨学金借用証書（様式第 4 号）を病院長に提出するものとする。

2. 連帯保証人は、奨学生が在学中に死亡したときは、直ちに奨学金借用証書（様式第 4 号）を病院長に提出するものとする。

第 11 条（返還）

奨学生は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、原則、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月から起算して 3 ヶ月以内に、貸与を受けた奨学金の全額を一括で返還しなければならない。ただし病院長がやむを得ない理由があると認めるときは、返還にかかる契約を別途締結するものとし、貸付利息は市中金融機関の金利を参考として、その都度に決定することとする。この場合、返還期間は、貸与期間と同等期間を上限とする。

- (1) 第 9 条 1 項の事由により、奨学金の貸与を取消されたとき。
 - (2) 薬剤師の免許取得後、直ちに当院の業務に従事しなかったとき。
 - (3) 当院が実施する採用試験に合格しなかったとき。
 - (4) 上記の他、奨学金を貸与することが不相当と認められるとき。
2. 正当な理由なしに奨学金の返還を遅延したときは、返還期日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額につき年 5%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。（※延滞利息は閏年の日を含む期間においても、365 日当りの割合とする。）

第 12 条（返還の免除）

病院長は、次に掲げる場合は、奨学金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 奨学生が卒業後、薬剤師として当院で貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間勤務したときは、当院は奨学生の奨学金返済債務を免除する。
 - (2) 奨学生が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、当院の業務を継続することができなくなったとき。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、病院長が特別の事由があると認めるとき。
2. 前項については、理由のいかんを問わず、上記期間内に、当院の身分を離れたときには、この限りではない。そのときは、返済免除期間から実勤務期間を差し引いた残余の期間に該当する金額を計算し、返済をするものとする。

ただし、入職後 1 年未満の退職については、勤務期間に関わらず、奨学金支給総額を全額一括返済するものとする。

第 13 条 (届出)

奨学生は、毎年 3 月末日までに、学校の成績証明書及び在学証明書を病院長に提出しなければならない。

2. 奨学生は次のいずれかに該当したときは、速やかにその事実を証する書類を添えて、その旨を病院長に届け出なければならない。
 - (1) 氏名または住所等を変更したとき。
 - (2) 心身の故障により、修学の見込みがなくなったとき。
 - (3) 休学、復学、または退学したとき。
 - (4) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (5) 卒業したとき。
 - (6) 医療専門職の免許を取得したとき。
 - (7) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。
3. 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかにその旨を病院長に届け出なければならない。

第 14 条 (奨学金選考検討委員会)

病院における奨学金選考の推進について必要な事項を検討するため、奨学金選考検討委員会を設置する。

第 15 条 (事務の所管)

奨学金に関する事務は、職員部においてこれを行う。

第 16 条 (奨学金選考検討委員会の構成)

奨学金選考検討委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 事務長
- (3) 薬剤部長
- (4) 外部有識者 4 名以上
- (5) その他委員会が必要と認めた者

第 16 条 (その他)

この規程に定めのない事項については、病院長が別に定める。

2. 本規程の改廃については、理事会にてこれを行う。

本規程は、令和元年 6 月 6 日より適用する。